

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市工場立地法市準則条例の見直しについて

意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

7 月 26 日（水）～ 8 月 25 日（金）

お問い合わせ先：経済部企業誘致・工業振興課
電話 046-822-8290（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第1次、第2次）による工場立地法の一部改正に伴い、「緑地面積率等に係る地域準則」の制定権限が神奈川県から市に移譲されました。

これを受け、平成25年4月1日、横須賀市工場立地法市準則条例を定めました。

今回、条例に定める5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

《見直す条例》

横須賀市工場立地法市準則条例

【目次】

- ◆ 横須賀市工場立地法市準則条例の見直しの内容について…………… 2
- ◆ 意見の提出方法 …………… 3

◆横須賀市工場立地法市準則条例の見直しの内容について

1 条例名

横須賀市工場立地法市準則条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、条例の改正を行わないことといたします。

(理由)

本条例について、制定以来国の基準は改正されていないこと、また、現行条例の運用上の課題がないため、条例改正の必要はないと判断いたしました。

意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）7 月 26 日（水）から 8 月 25 日（金）まで

2 あて先 経済部企業誘致・工業振興課 工業振興担当

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・経済部企業誘致・工業振興課（横須賀市役所分館 5 階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町 11 番地

横須賀市役所 経済部企業誘致・工業振興課

（3）ファクシミリ

0 4 6 - 8 2 3 - 0 1 6 4

（4）電子メール

ip-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。